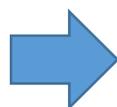


原子力災害時の 避難経由所運営マニュアル

避難元市町村

○○○



避難先市町村

□□□

令和4年2月7日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

目 次

第1 避難経由所の概要

1	避難経由所とは	P 1
2	避難経由所の開設	P 1
3	避難対象となる住民	P 1
4	避難経由所における感染症対策	P 2
5	避難経由所の事前調整・連携協力	P 3

第2 避難経由所の業務

1	避難経由所開設までの流れ	P 6
2	避難者の地区・地域コミュニティ単位の避難、誘導	P 6
3	避難経由所の開設準備（避難先市町村）	P 7
4	配置する従事者の業務	P 8
5	避難者の受付方法（避難先市町村）	P 11
6	避難車両への対応	P 15
7	要配慮者への対応	P 15

第1 避難経路の概要

1 避難経路とは

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所へ避難する前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のことをいう。

<避難経路の役割>

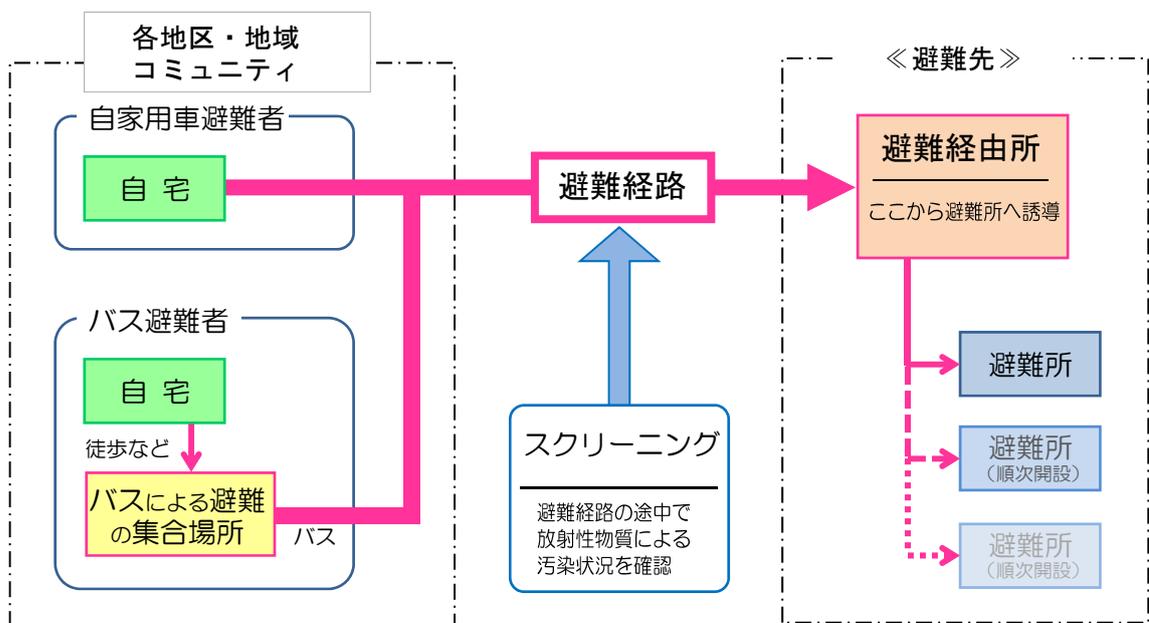
- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導
- ・（避難所振り分けのための）避難者情報の収集
- ・避難所への輸送（ただし、移動手段がないものに限る）
- ・避難者のスクリーニング検査済証、車両検査済証のチェック

2 避難経路の開設

避難先市町村は、県の要請に基づき避難経路を開設し、受入の準備を行う。開設期間は、避難経路の開設について要請を受けた日から避難の受け入れが終了するまでの、概ね数日から1週間程度とする。

3 避難対象となる住民

避難対象となる住民は、あらかじめ避難先市町村に送付している原子力災害時の避難台帳【様式1】記載されている地区の住民を基本とする。



※ P A Zの住民等は、基本的に放射性物質が放出する前に避難するため、スクリーニングは要しません。

4 避難経由所における感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、原子力災害対策を行うこととなる。

避難経由所においても感染症対策を講じる必要があり、防災担当部局と保健所等の保健福祉部局が連携・情報共有し、必要となる衛生環境対策物品の手配や原子力災害時の対応・避難方法等を、あらかじめ決めておくことが重要である。

なお、感染症対策を進めるにあたり、内閣府から示された「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等を参考とすること。

<避難経由所において必要となる感染症対策>

(1) 避難者の感染症対策・周知

避難等に際して、マスクの着用、手指消毒、人と一定の距離を保つ、無用な会話は控えることを周知する。また、検温等により健康確認を実施する。

(2) 防災業務従事者の感染症対策

従事するにあたり、マスクを着用するほか、可能な限りフェイスシールドや手袋などの個人用防護具を装着し、手指消毒を徹底すること。あわせて、防災業務従事者は、自身の健康管理に努めること。

(3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者等への対応

保健所等の保健福祉部局と連携し対応する。避難経由所において対応する場合は、濃厚接触者、発熱・咳等のある者等、感染が疑われる者（以下、「感染疑い者」という。）とそうでない者の動線・受付を可能な限り分ける。

(4) 自宅療養者等の感染者への対応

保健所等の保健福祉部局の調整・指示に従うことになる。避難経由所において対応する場合は、自宅療養者等の感染者、感染疑い者、そうでない者の動線・受付をそれぞれ可能な限り分ける。

5 避難経由所の事前調整・連携協力

避難元市町村及び避難先市町村は、平時から避難台帳【様式1】や避難経由所の位置図・施設案内図等の基礎的な情報を共有しておくものとする。

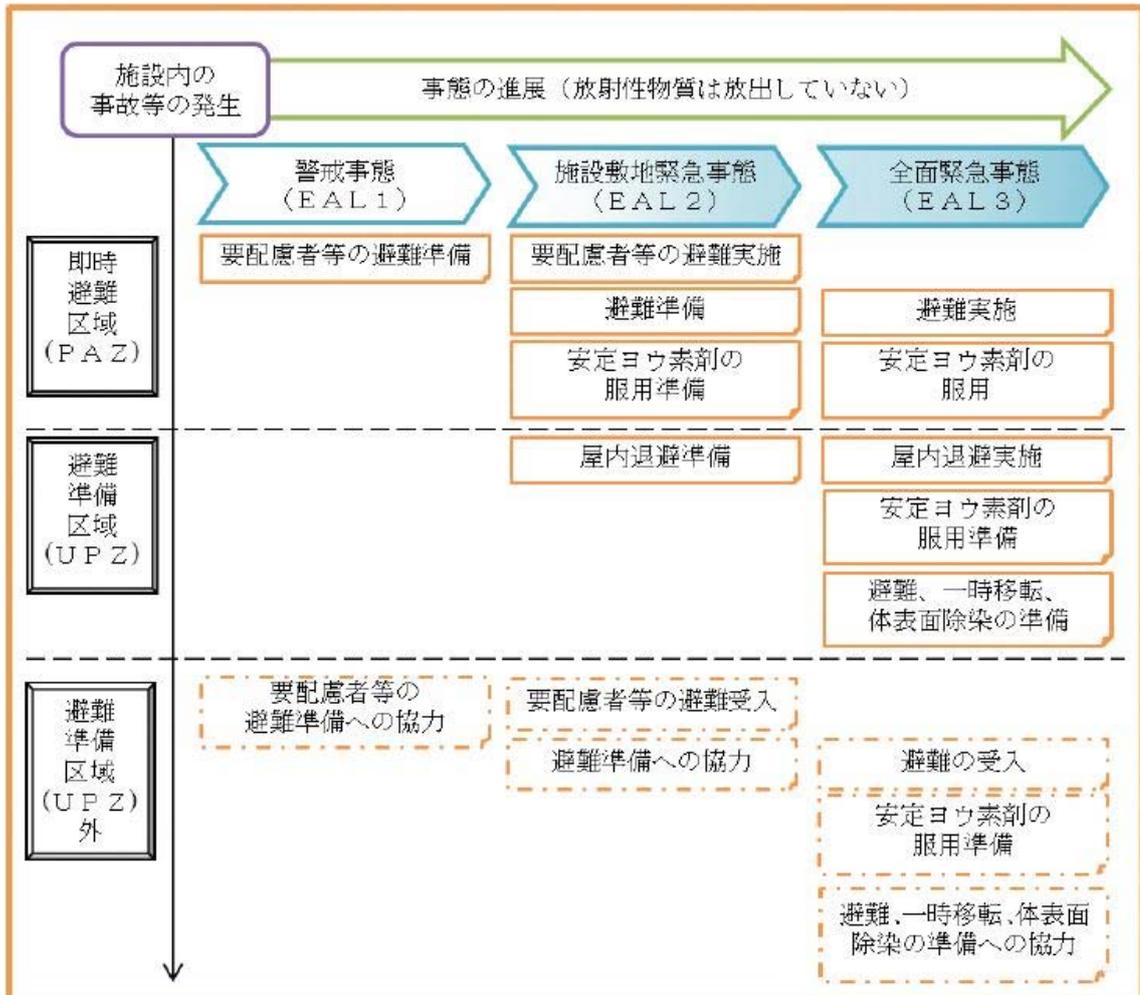
あわせて、県、避難経由所の施設管理者と連携し、感染症対策を踏まえた開設形態・人員配置を考慮したレイアウト図、避難経由所から各避難所への経路案内地図（避難ルート）等の作成や、避難経由所の開設に必要な物品の調整・準備を進めておくことが望ましい。

なお、バス乗車時における検温等の健康確認や、避難経由所での簡易避難者カード【様式4】（避難所受付で使用）配布、車中での記入整理により、業務の効率化や、人員配置の適正化を行い、避難全体の円滑化を図ることが重要である。

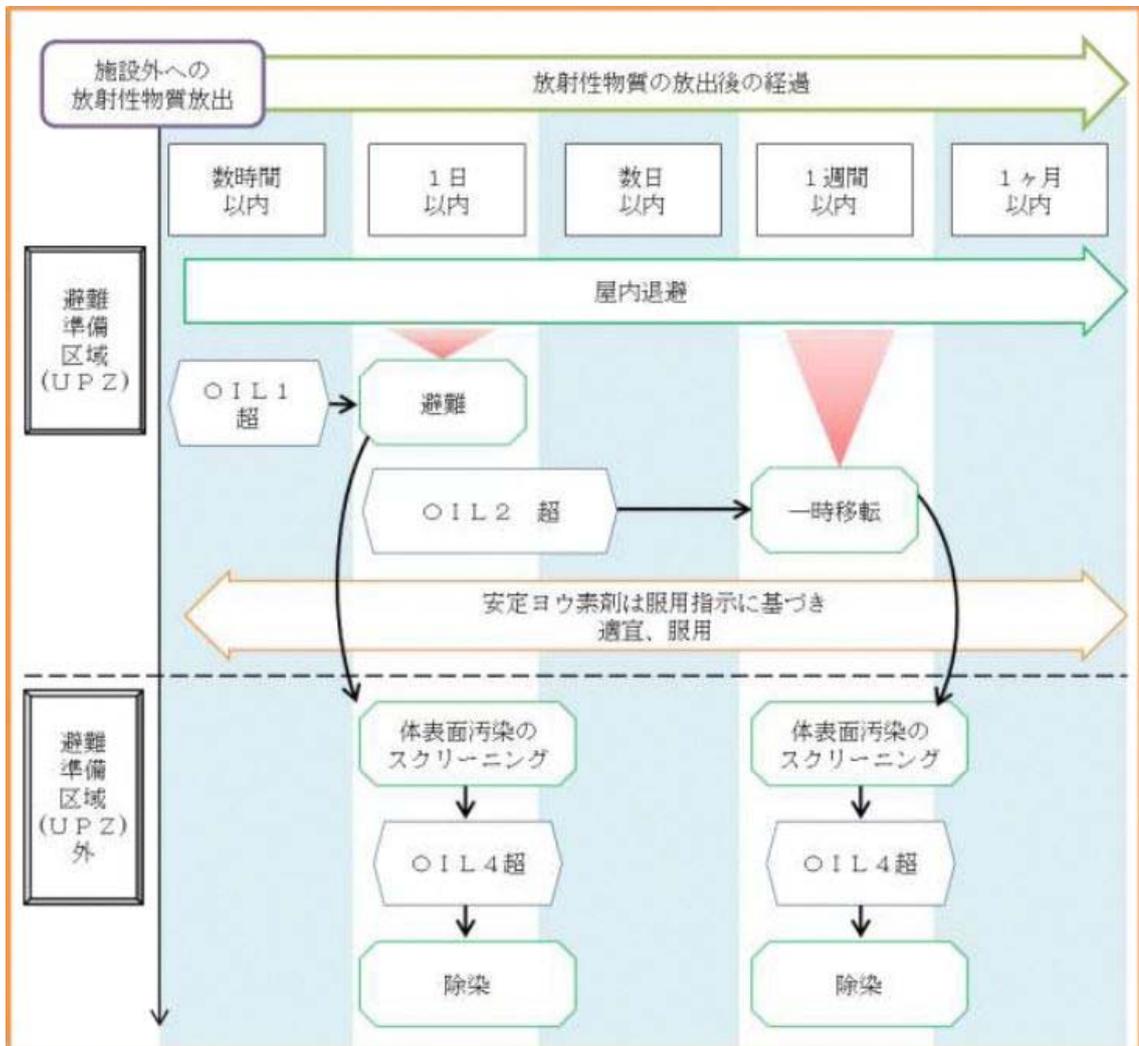
訓練等の実施により、避難元市町村と避難先市町村の双方が避難経由所の運営について、実効性を高めていくとともに、避難者情報の効率的な収集・活用が可能となるような、受付の簡略化や迅速化につながるICT化等の先進的事例についても取り入れることを検討し、改善していくこととする。

《 防護措置実施のフロー例 》

EALに応じた防護措置のフロー



○ I L に応じた防護措置のフロー

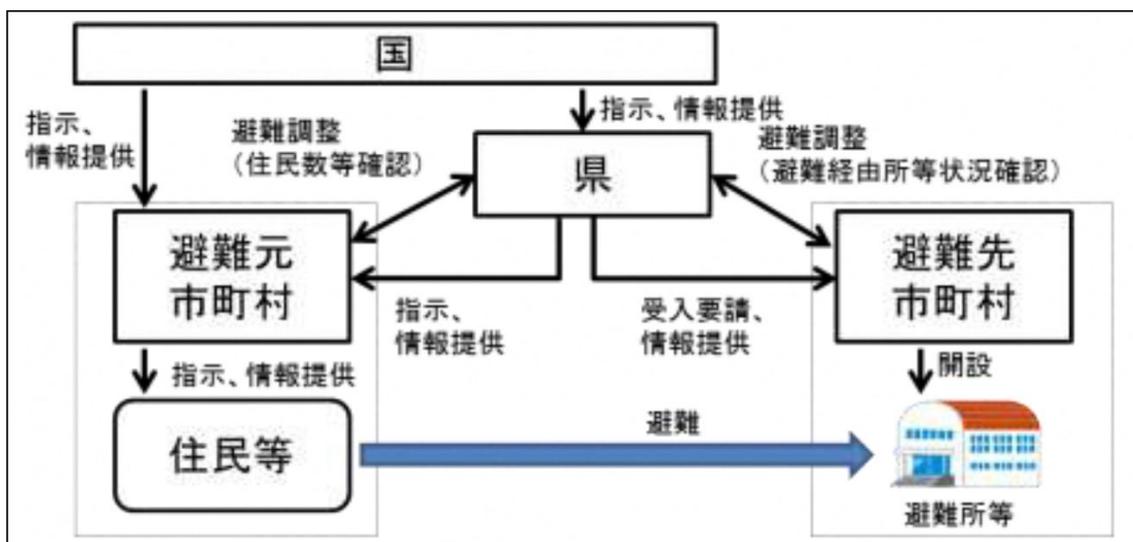


第2 避難経路所の業務

1 避難経路所開設までの流れ

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準に基づき屋内退避や避難指示を発令する。
- (2) 県は、国の指示により避難が必要と判断した場合、避難先市町村に避難者の受け入れを要請する。
- (3) 避難先市町村は、避難者の受け入れ可否を判断し、受け入れ可能人数や施設の状況を県に報告する。
- (4) 避難元市町村は、県が調整を行った避難先市町村に避難する。
- (5) 避難先市町村は、避難経路所並びに避難所の開設準備を行い、避難者の受け入れ体制を確立する。

《広域避難に係る調整と業務の流れ》



2 避難者の地区・地域コミュニティ単位の避難、誘導

避難先市町村は、避難元市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地区・地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てるものとする。

3 避難経由所の開設準備（避難先市町村）

<準備開始>

- (1) 県から避難経由所の開設要請のあった避難先市町村は、避難元市町村と連携し、あらかじめ共有している基礎情報やレイアウト図等を基に、避難経由所施設管理者への依頼や人員配置、必要な物品の手配・配置、避難者配布用の避難所ごとの「避難経由所受付票」【様式2】の作成等の開設の準備を進める。

<健康確認受付>

- (2) 健康確認受付を、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に設置し、密閉・密集・密接の3つの密を避ける。「乗車したままで行方方法」の受付の場合、健康確認受付と本受付を兼ねてもよい。
- (3) 健康確認受付に、健康確認問診票【様式3】及び筆記用具を配置する。また、感染症対策物品として、手指消毒用のアルコール、間仕切り、検温用の非接触式の体温計やサーモグラフィー等を設置する。

<本受付>

- (4) 本受付を、感染疑い者とそうでない者とを可能な限り分けて設置する。本受付は、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に設置し、密閉・密集・密接の3つの密を避ける。また、それぞれの本受付の動線が交わらないように考慮する。
- (5) 本受付を複数レーン設ける場合は、地区・地域コミュニティ単位を考慮し、避難所を振り分け、適切に誘導・案内できるように調整しておく。
- (6) 避難所ごとの「避難経由所受付票」【様式2】及び避難者配布用の避難所の地図等を印刷し、本受付の担当レーンに配置する。また、案内板や誘導コーン等を適切な位置に配置し、感染症対策物品として、本受付に、間仕切りや必要に応じて手指消毒用のアルコール、検温用の非接触式の体温計やサーモグラフィー等を設置する。

<誘導>

- (7) 車両誘導、屋外・屋内誘導の従事者は、案内板や誘導コーン等を適切な位置に配置し、誘導に必要なとなる拡声器や誘導灯を携帯する。

<従事者共通>

- (8) 避難経由所の従事者は、マスクを着用するほか、可能な限りフェイスシールドや手袋などの個人用防護具を装着し、手指消毒を徹底する。また、休憩や水分補給を適宜行う。

<完了報告>

- (9) 県・避難元市町村に、開設準備が完了した避難経由所を随時報告する。

4 配置する従事者の業務

事 務 内 容	従事者数 (最低人員)	摘 要
1 会場整理事務 ・車両誘導 ・バスコントローラー ・屋外誘導 ・屋内誘導	4名 (レイアウトによる)	車両整理、車両振分、案内誘導
2 健康確認受付事務 ・健康確認 ・検温	2名	避難者の健康確認、検温
3 本受付事務 ・本受付 ・感染疑い者本受付	2名	避難者の受付、避難所への振分
4 情報連絡調整事務 ・連絡調整 ・総合統括	2名	避難先市町村災害対策本部等との 連絡調整、避難経由所業務の統括

* 避難元市町村から最低1名を配置するものとする。

* 従事者数は、避難者受入数により変動するため、実情に合わせ調整するものとする。

《従事者配置の参考》

令和3年度新潟県原子力防災訓練における実績

事例① 魚沼市訓練事例：魚沼市役所旧堀之内庁舎

**避難者受入102名（うち2名感染想定）、
大型バス6台、マイクロバス2台
乗車したままで行う方法により実施**

事 務 内 容	従事者数	摘 要
バスコントローラー	4名	車両整理
屋外誘導	2名	案内誘導
本受付	2名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者対応	1名	感染疑い者の受付、避難所への振分
会場統括	2名	避難経由所業務の統括、現場責任者

事例② 村上市訓練事例：神納小学校

避難者受入91名（うち1名感染想定）、

中型バス8台、マイクロバス1台

降車して行う方法により実施

事務内容	従事者数	摘要
バスコントローラー	3名	車両整理、バス待機支持
屋外誘導	2名	案内誘導
屋内誘導	3名	案内誘導
誘導等補助	1名	案内誘導の補助
健康確認受付 検温・消毒	2名	避難者の健康確認、検温・消毒
本受付	8名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者受付	1名	感染疑い者の受付、避難所への振分
総合統括	1名	避難経由所業務の統括

事例③ 湯沢町訓練事例：湯沢カルチャーセンター

避難者受入42名（うち2名感染想定）

大型バス2台、マイクロバス1台

降車して行う方法により実施

事務内容	従事者数	摘要
バスコントローラー	1名	車両整理、バス待機支持
屋内誘導	1名	案内誘導
健康確認受付 検温・消毒	2名	避難者の健康確認、検温・消毒
本受付	6名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者本受付	2名	感染疑い者の受付、避難所への振分
総合統括	1名	避難経由所業務の統括
報道対応	1名	問い合わせ対応

<令和3年度訓練 実施事例写真>

写真① 魚沼市訓練



感染疑い者
対応

写真② 魚沼市訓練



本受付

写真③ 村上市訓練



本受付

写真④ 湯沢町訓練



本受付

5 避難者の受付方法（避難先市町村）

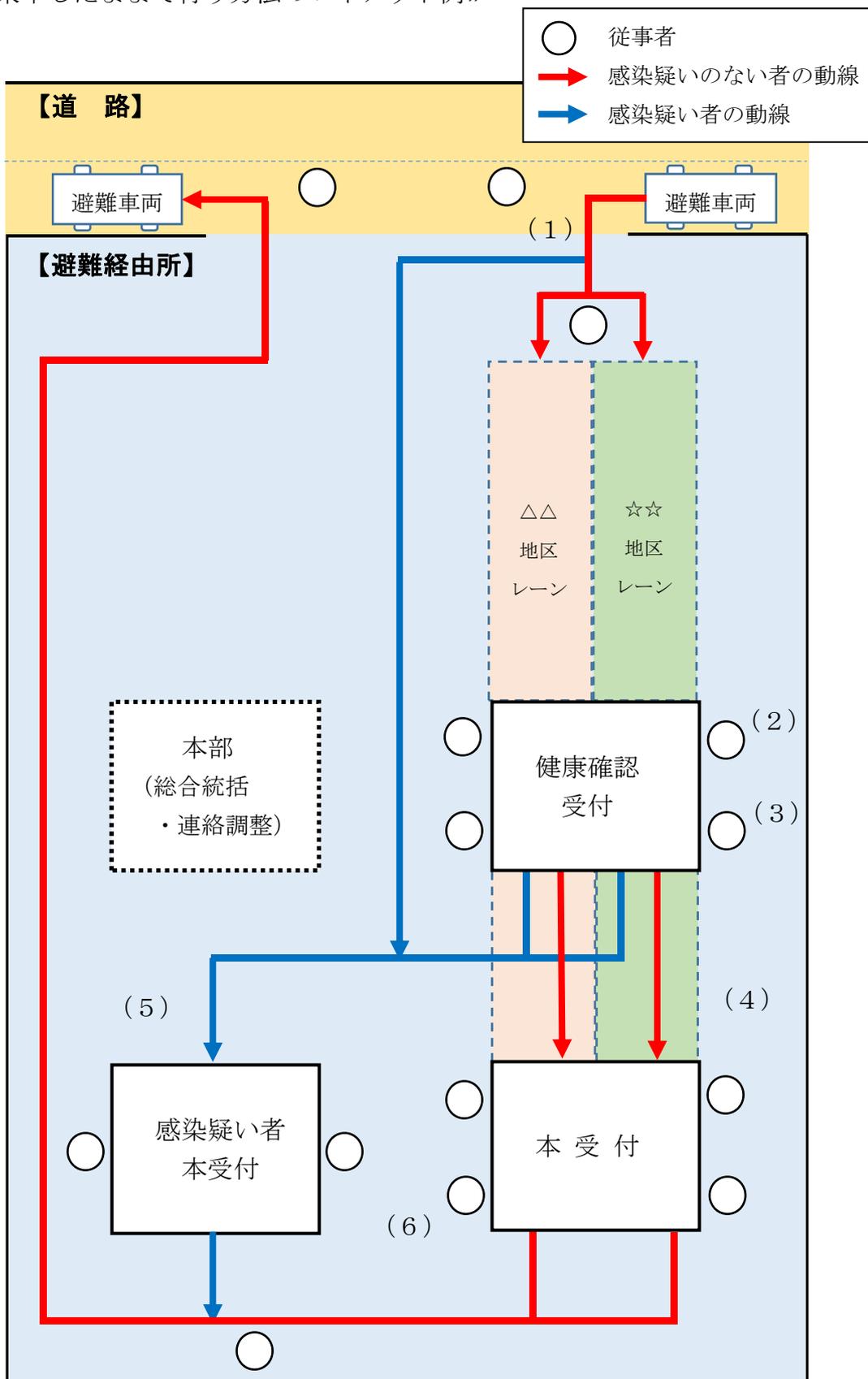
受付は、「乗車したままで行う方法」、「降車して行う方法」等、避難経由所の施設の状況に応じた方法を取る。「降車して行う方法」においては、感染症対策として、降車する避難者が受付で混雑しないよう留意し、風通しを良くするため、施設内の定期的な換気を実施すること。また、十分な駐車場を確保の上、不必要に留まらないように促す必要がある。

* 以下の業務は、避難元市町村が配置する職員と協力し実施するものとする。

<乗車したままで行う方法>

- (1) 車両整理従事者は、到達した車両を健康確認受付に誘導する。感染疑い者専用の動線や受付が設置されている場合は、避難者に聞き取りを行なった上で、適切に誘導する。地区・地域コミュニティ別にレーンを設けている場合は、避難者から居住する地区・地域コミュニティを聞き取り、適切なレーンに誘導する。なお、避難者に、乗車したままの受付であってもマスクを着用するよう呼び掛ける。
- (2) 健康確認受付では、乗車している避難者がこれまでに健康確認を受けているか、新たに体調不良等が発生していないかを口頭で確認する。
- (3) これまでに健康確認を行っていない場合や新たに体調不良等が発生した場合は、非接触式の体温計で検温し、健康確認問診票【様式3】により健康確認を行う。健康確認の結果、感染疑い者が乗車している場合は、感染疑い者専用の本受付に誘導する。
- (4) 健康確認が済んだ車両を本受付に誘導し、本受付では、乗車してきた車両単位を基本として人数等を把握し、避難者が居住する地区・地域コミュニティを聞き取り、受け入れ先の避難所の「避難経由所受付票」【様式2】に記入する。避難経由所受付票【様式2】の避難者数の積算が避難所の上限に達した場合、別の避難所への案内に切り替える。
- (5) 感染疑い者専用の本受付でも、同様に受付を行なうが、感染疑い者が乗車している車両については、隔離スペースに空きのある避難所での受け入れを基本とする。避難が継続できない急病者については、保健所や医療機関と連携して対応する。
- (6) 受付が終了した避難者を各避難所へ誘導する。その際には、避難所の地図、可能であれば避難所で記載が必要となる簡易避難者カード【様式4】及び筆記用具等を経由所で配布するものとする。

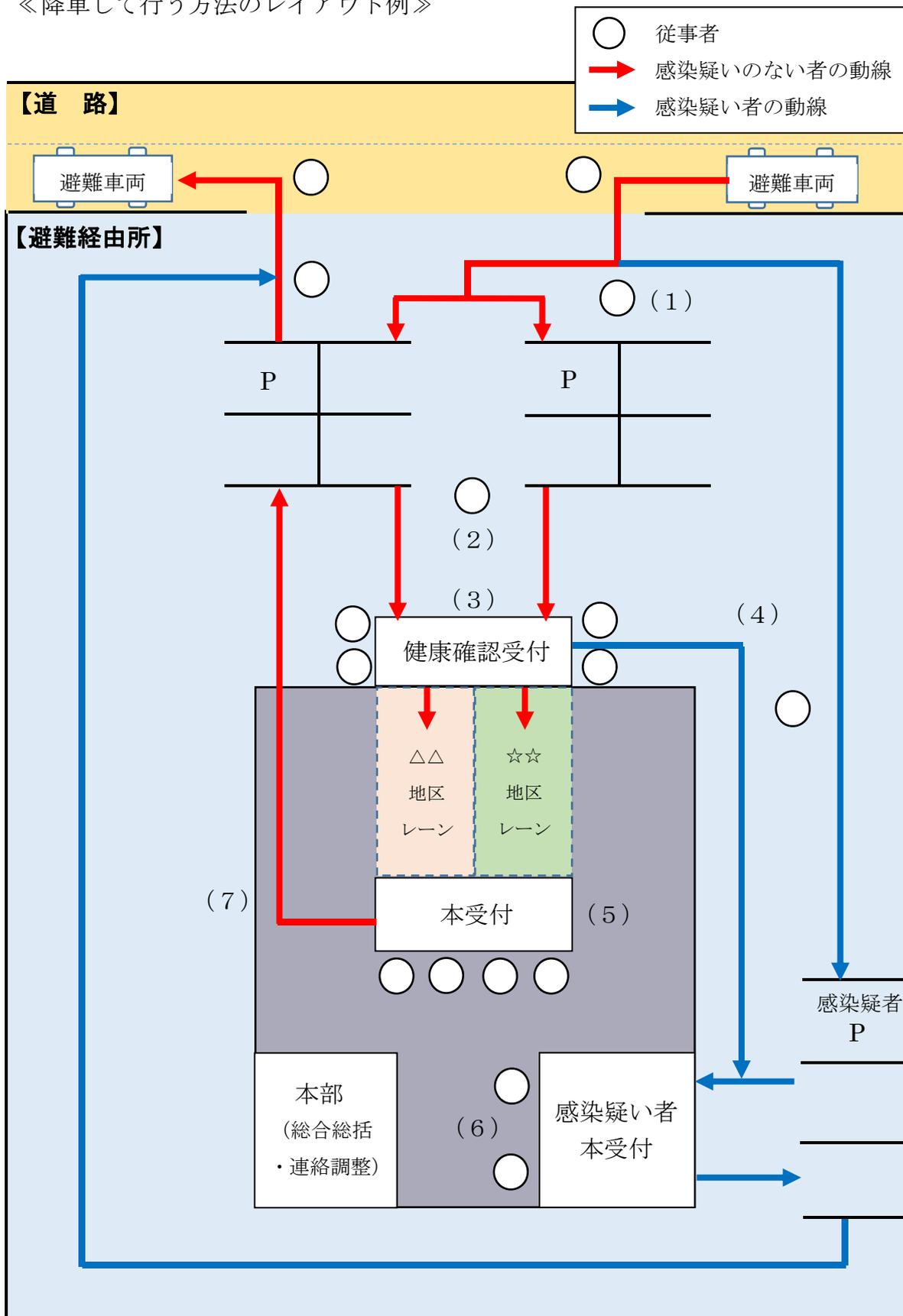
《乗車したままで行う方法のレイアウト例》



＜降車して行う方法＞

- (1) 車両整理従事者が、到達した車両を避難経由所内の駐車スペースに誘導する。感染が疑われる者専用の動線や受付が設置されている場合は、避難者に聞き取りを行なった上で、適切に誘導する。なお、避難者に、マスクの着用及び手指消毒の徹底、人と一定の距離を保つ、無用な会話は控えることを呼び掛ける。
- (2) 受付は車両単位で行う。避難者に降車してもらい、健康確認受付に案内する。ただし、車両整理従事者が、健康確認受付や本受付の状況を確認し、混雑している場合は、分散しての降車や車内待機により、コントロールする。
- (3) 健康確認受付では、避難者の手指消毒及び非接触式の体温計による検温を実施し、避難経由所に至る過程において、乗車している避難者が健康確認を受けているか、その後体調不良等が発生していないかを口頭で確認する。
- (4) これまでに健康確認を行っていない場合や新たに体調不良等が発生した場合は、健康確認問診票【様式3】により健康確認を行う。健康確認の結果、感染疑い者については、健康確認の結果を感染疑い者専用の本受付に伝え、誘導する。また、自家用車避難で、感染疑い者が乗車している場合について、同乗者も同行するように誘導する。
- (5) 健康確認が済んだ避難者を本受付に誘導し、本受付では、乗車してきた車両単位を基本として人数等を把握し、避難者が居住する地区・地域コミュニティを聞き取り、対応する受け入れ先の避難所の「避難経由所受付票」【様式2】に記入する。避難経由所受付票【様式2】の避難者数の積算が避難所の上限に達した場合、次の避難所への案内に切り替える。
- (6) 感染疑い者専用の本受付でも、同様に受付を行なうが、感染疑い者が乗車している車両については、隔離スペースに空きのある避難所での受け入れを基本とする。避難が継続できない急病者については、保健所や医療機関と連携して対応する。
- (7) 受付が終了した避難者に、避難所の地図、可能であれば避難所で記載が必要となる簡易避難者カード【様式4】及び筆記用具等を避難経由所で配布し、各避難所へ誘導する。なお、不必要に避難経由所に留まらないように促す。

《降車して行う方法のレイアウト例》



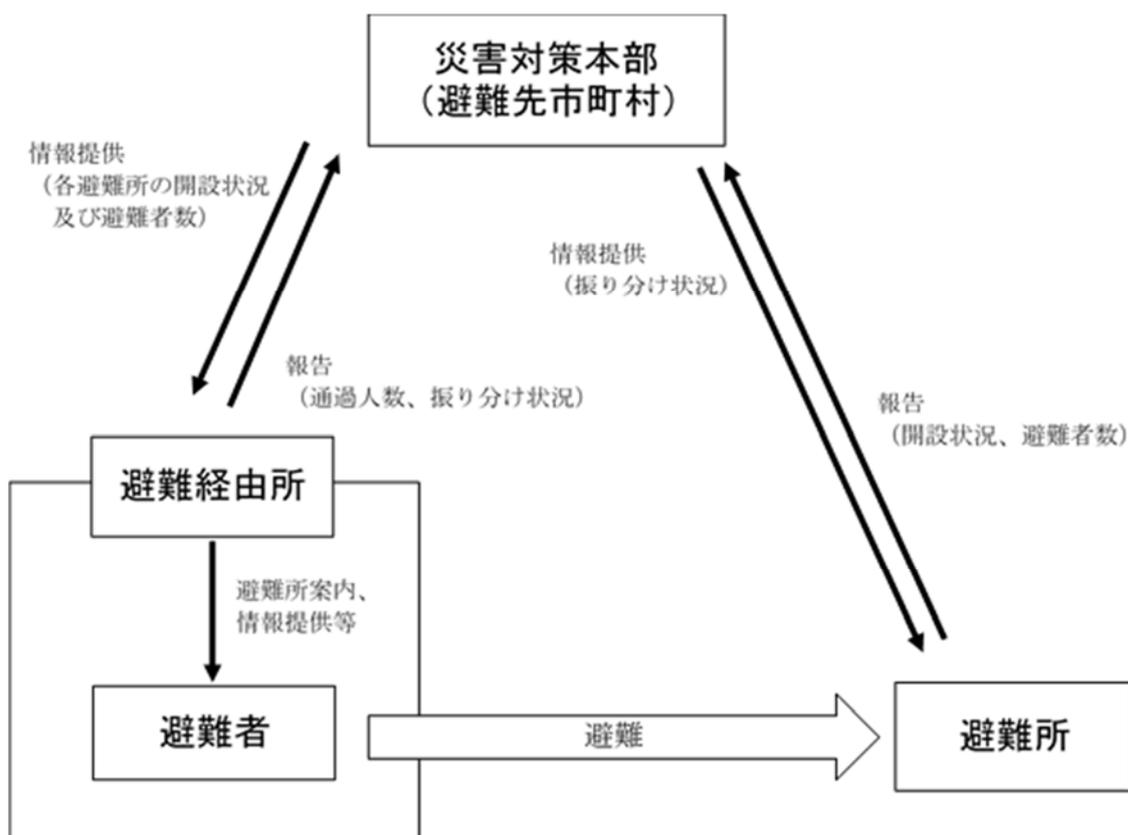
6 避難車両への対応

- (1) 避難車両は、駐車場出入口においてスムーズに入出車できるよう誘導するとともに、できるだけ渋滞緩和に向け配慮する。
- (2) 事前に避難経路開設時のレイアウトを作成しておく。また、開設時には看板や案内板の設置により、避難車両の利便性の確保を図る。

7 要配慮者への対応

避難経路所では、一般避難者同様に要配慮者の受付を行い、避難所へ案内する。避難所入所後に避難先市町村の保健師等が環境調査や健康調査を行い、福祉避難所等への入所を判断する。

《避難先市町村における情報連絡体制（イメージ図）》



新潟県災害対策本部及び〇〇市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	〇〇市（町村）災害対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

避難先管轄保健所及び避難元管轄保健所連絡先

No.	保健所名	担当課	住所	電話番号
1	避難先□□保健所			
2	避難元〇〇保健所			

原子力災害時の避難経由所運営マニュアル

令和2年1月30日策定

令和4年2月7日改定

発行 市町村による原子力安全対策に関する研究会
事務局 長岡市原子力安全対策室

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10

TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309

E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp

URL <https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/>